


2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進


動物の致死処分数を減少させるためには、引取・収容数を減らすための取組及び新たな飼い主への譲渡を促進するための取組の両方の推進が必要です。

引取・収容数を減らすための取組では、区市町村等と連携した飼い主への適正飼養・終生飼養に係る普及啓発や地域における相談・支援の充実、飼い主のいない猫対策の推進等により、動物愛護相談センターで引き取らざるを得ない動物を更に減らしていきます。


あわせて、動物愛護相談センターにおいて動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理に関する環境の整備を進めるとともに、譲渡に協力するボランティア団体等との連携強化やインターネット等を活用した譲渡の認知度向上を図ることにより、保護した動物を新たな飼い主へつないでいく取組を進めていきます。

施策 8 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及


 飼い主のいない猫対策の実施に当たり、様々な工夫事例を掲載したガイドブックや、住民向けリーフレットを町会や自治会に提供するなど、地域に根差した取組が進むよう、引き続き区市町村に対する支援を行っていきます。


 区市町村が地域の実情に合わせて、より効果的に取組を進められるよう、先駆的な取組事例やその成果等について動物行政検討会等で情報提供を行うなど、効果の高い取組の普及を図ります。

施策 9 動物愛護相談センターにおける適正な飼養管理

 動物愛護相談センターにおいて、引取・収容した動物の飼養管理を行うに当たり、新たな飼い主に動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物ごとに健康状態を把握し


て管理を行うことを基本とし、ストレスへの配慮や感染症の防止、治療の実施など動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理をより一層進めていきます。


 動物愛護相談センターの飼養施設について、必要な設備やスペースの確保、周辺環境等を十分に考慮した飼養環境の整備を推進していきます。

 職員の研修への参加や、大学の専門家からの技術的支援や助言により、動物の馴（じゅん）化や問題行動改善のためのトレーニング等に必要な専門能力向上を図るなど、動物愛護相談センターにおける譲渡に向けた機能強化を進めていきます。


施策 10 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり


(1) 譲渡活動の連携・協働の拡大

 「動物譲渡促進月間」では、譲渡活動をより多くの人に知ってもらうよう広報等を重点的に行うとともに、都立公園などで開催されるイベント等における、都と登録譲渡団体等とが協働した取組を進めていきます。

 都、登録譲渡団体、ボランティア、動物愛護に取り組む学生サークル等の交流機会を設けることなどにより、譲渡活動に取り組む関係者の連携・協力の輪を拡げていきます。

(2) より譲渡を受けやすい環境の整備

 動物愛護相談センターにおいて、譲渡対象動物に係る情報を集約して提供し、情報がより多くの人目に触れるように努めるとともに、より譲渡を受けやすい環境の整備に努めていきます。

 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」において、登録譲渡団体が開催するものを含めた譲渡会等の情報を広く発信するとともに、新たな飼い主への譲渡の機会を拡大していきます。

(3) 譲渡拡大に向けた取組の推進

🐾 飼育が難しい離乳前子猫をボランティアと協力して育成・譲渡する取組や、負傷動物の譲渡時におけるボランティア団体へ保護用具等の提供などの取組を引き続き実施していきます。

🐾 譲渡後も飼い主が適正な飼養を継続できるよう、高齢動物や負傷動物等を含めたペットの飼養に役立つ情報を発信するなど、譲渡後のフォローアップの充実を図っていきます。



離乳前子猫の哺乳の様子

以上の取組に加え、本推進計画に掲げた取組を総合的に実施することにより、以下の指標を着実に向上させていきます。

指標		目指すべき方向性
動物の引取数		更なる減少を図る
動物の致死処分数	① 動物福祉の観点から行ったもの	更なる減少を図る
	② 引取・収容後に死亡したもの	
	③ ①②以外の処分（都における「殺処分」）	ゼロを継続する
犬及び猫の返還・譲渡率		更なる増加を図る

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

動物取扱業者には、動物愛護管理法改正により強化された規制を遵守し、動物の適正な飼養管理を一層徹底することが求められています。そのため、都は、東京の特性を踏まえ、ICTや事業者評価等も活用しながら、効果的・効率的な監視指導を実施していくとともに、新たな規制の着実な運用を図るため、事業者への周知や指導も充実させていきます。

また、近年の業態の多様化に対応した効果的な監視指導や、自主管理に取り組む事業者の育成・支援にも取り組んでいきます。

さらに、特定動物に係る無許可飼養の防止や適正飼養の徹底、産業動物・実験動物の適正な取扱いについても、引き続き指導、啓発等を実施していきます。

施策 11 動物取扱業への監視強化

(1) 東京の特性を踏まえた効率的な監視指導

- 🐾 近年における動物取扱業の施設数の増加等を踏まえ、東京の地理的特性や対象施設の分布状況等を十分に考慮し、迅速かつ集中的・継続的な監視指導が行える体制を確保していきます。
- 🐾 効率的な監視指導の実施のため、動物愛護相談センターにおいてICTを活用した事業者情報の管理及び各所間での情報共有を図るとともに、事業者評価に応じた、より効果的な監視指導方法についても検討していきます。
- 🐾 簡易な届出等については、インターネットを利用した電子申請・届出が行えるようにするなど、手続業務の効率化を推進していきます。

(2) 動物取扱業に係る規制の周知と遵守の徹底

- 🐾 令和元年の動物愛護管理法改正により規定された新たな規制（幼齢の犬猫の販売日齢の制限、適正な飼養管理の具体的基準等）の着実な運用を図るため、事業者に対する研修や監視指導等における周知を徹底していきます。

- 🐾 特に、ブリーダーなどの犬猫等販売業への監視指導等の際には、事業者が自ら定めた犬猫等健康安全計画の遵守や販売の用に供することが困難となった犬猫の終生飼養の確保といった従来からの規定はもとより、法改正により新たに加わった規定について周知を徹底することにより、事業者による適正飼養の確保を図っていきます。
- 🐾 販売業をはじめとした業態の種類や新たな規制内容を盛り込んだ事業者評価に応じて、重点的な監視が必要な施設に対しては、きめ細かな監視指導を実施するなど、監視指導の充実を図っていきます。
- 🐾 規制内容を踏まえた行政処分等を行う際の基準を明確化するとともに、法令違反については、必要に応じ警察と連携するなど厳正に対処していきます。
- 🐾 令和元年の動物愛護管理法改正に伴い規定された適正な飼養管理の具体的基準は、第二種動物取扱業者にも準用されることを踏まえ、基準の遵守状況を確認するための立入検査・指導を実施していきます。
- 🐾 事業者における適正な飼養管理の具体的基準の遵守状況については、事業者の自主的な確認を推進するとともに、遵守状況に関するデータを蓄積・解析・検証することにより、その結果を監視指導に有効活用していきます。

施策 12 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進

(1) 業態の多様化に応じた監視指導

- 🐾 動物取扱業の業態の多様化、展示業の事業者の増加等に適切に対応するため、業態に応じた法令周知や指導方法を検討し、効果的に監視指導を実施していきます。

(2) 自主管理に取り組む事業者の育成・支援

- 🐾 効率的な監視指導を行う観点からも、事業者による自主管理を促進することは重要です。そのため、都民からの苦情や通報の要因分析を業態ごとに行い、苦情やトラブルに繋がるケースの周知や、分析内容を踏まえた自主管理点検表の作成・配布等により、事業者の自主的な取組を促していきます。

🐾 研修や監視指導の際に、自主管理点検票の使い方や適正な飼養管理の具体的基準に基づく確認ポイントを周知するなど、自主管理に取り組む事業者を育成・支援していきます。

🐾 令和2年に改正された基本指針により、動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図ることが示されたことを踏まえて、事業者による主体的な取組を促進していきます。

施策 13 特定動物飼養・保管許可及び適正飼養の徹底

🐾 特定動物は、逸走した場合に人に危害を与える可能性が高いため、監視指導の機会を通じ、飼い主及び販売業者に対して、飼養等における責務の重要性についての周知を徹底するとともに、警察等の関係機関と連携して無許可飼養の防止を図っていきます。

🐾 令和元年の動物愛護管理法改正により、愛玩目的での飼養・保管が禁止されたこと、特定動物の交雑種が新たに規制対象に追加されたことについて、引き続き都民及び販売業者に対する周知徹底を図っていきます。

施策 14 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

(1) 畜産業者等への指導

🐾 産業動物については、「5つの自由」等の動物福祉に配慮した適正な取扱い及び利用の観点から、管理者等による自主管理が適正に行われるよう、引き続き都が所管する畜舎等の監視指導体制を確保するとともに、家畜保健衛生所や区市保健所等とも連携して事業者への指導等を実施していきます。

(2) 実験動物施設への普及啓発

🐾 実験動物については、「3Rの原則」等の動物福祉に配慮した適正な取扱い及び利

用の観点から、管理者等による自主管理が適正に行われるよう、普及啓発を進めるとともに、研究機関等に対する検証についても検討していきます。

<参考>「5つの自由」と「3Rの原則」

5つの自由

イギリスの家畜福祉協議会（FAWC）が提唱し、世界獣医学協会（WVA）等の機関においても取り入れられている家庭動物等を含む全ての動物について適用すべきとされている理念です。①飢えと渇きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由からなります。

3Rの原則

国際的に普及・定着している動物実験の適正化のための原則です。①動物の苦痛の軽減（Refinement）、②使用数の削減（Reduction）、③代替法の活用（Replacement）からなります。